第一条の表ニユーカツスル病の項中「ニユーカツスル病」の下に「（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）」を加える。

第八条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一号中「家きん」を「家畜」に改め、「飼料費」の下に「、輸送費」を加え、同条第二号中「家きんの」を「生乳、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（補償の対象となる損失等）

第十条　法第六十条の二第一項の政令で定める損失は、法第十七条の二第五項又は第六項の規定により殺された同条第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）について農林水産大臣が定める評価額とする。

2　農林水産大臣は、前項の評価額を定めるには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3　都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

4　国は、その所有する指定家畜を法第十七条の二第五項の規定による命令に従つて殺したために損失を受けた者に対し、法第六十条の二第一項の規定による補償金を交付する場合には、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額を当該補償金と併せて交付するものとする。

5　国は、次に掲げる場合には、法第六十条の二第一項の規定による補償金を供託することができる。

一　当該補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二　過失がなくて当該補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

6　国は、都道府県知事が農林水産大臣に第二項の意見を具申するために必要な費用のうち第三項の評価人の手当及び旅費の全額を負担する。

第六条を削る。

第五条中「しか」を「鹿」に改め、同条を第八条とする。

第四条第一号中「けい留され」を「係留され」に改め、同条第二号イ中「鼻疽」の下に「、豚コレラ」を加え、同号ロ中「、豚コレラ」を削り、「又はアフリカ馬疫」を「、アフリカ馬疫又は小反芻獣疫」に改め、同条第三号中「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「、低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（政令で定める使用人）

第七条　法第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号（これらの規定を法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、次に掲げるものの代表者である使用人とする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第三条の見出しを「（家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断）」に改め、同条を第五条とする。

第二条中「豚及び鶏」を「水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（消毒設備の設置の義務に係る家畜）

第二条　法第八条の二第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

（家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断）

第三条　都道府県知事又は市町村長は、法第十条第三項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長（当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されている場合又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部である場合にあつては、これらの施設を管理する者及び当該場所を管轄する警察署長）に協議するとともに、市町村長にあつては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2　法第十条第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど、その場所とその他の場所とを明確に識別することができる方法により行わなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条の規定　公布の日

二　第四条を第六条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第四条を第六条とする部分を除く。）、第二条の改正規定及び第一条の次に二条を加える改正規定（第二条に係る部分に限る。）　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）

（都道府県知事の意見の聴取の特例）

第二条　農林水産大臣は、改正法による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準を設定し、又は改正しようとするときは、改正法の施行の日前においても都道府県知事の意見を求めることができる。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（口蹄疫対策特別措置法施行令の一部改正）

第四条　口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条中「法第十九条」を「口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第十九条」に改め、同条第一号中「法第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用及び」及び「（法第六条第八項において準用する場合を含む。）又は法第六条第七項」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「による」の下に「患畜又は疑似患畜の死体の」を加え、「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「法第六条第七項又は同条第八項において準用する」を削り、「第五条第二項の規定による」の下に「指定家畜（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十七条の二第一項の指定家畜をいう。以下この号において同じ。）の死体の」を加え、「。）及び法第六条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用（農林水産大臣が定める費用に限る。）及び「並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用（次号及び第七号に掲げる費用を除く。以下この号において「補てん等費用」という。）」を削り、同号イ中「、補てん等費用の額」を削り、「及び疑似患畜」を「、疑似患畜及び指定家畜」に改め、「（昭和二十六年法律第百六十六号）」及び「及び補てん等費用の額に五分の四を乗じて得た額の合計額」を削り、「及び補てん等費用の合計額」を「の額」に改め、同号ロ中「患畜等と殺等費用の額が」を「患畜等及び疑似患畜に係るものに限る。以下この号において同じ。）の額が」に改め、同号ロ(1)及び(2)を次のように改める。